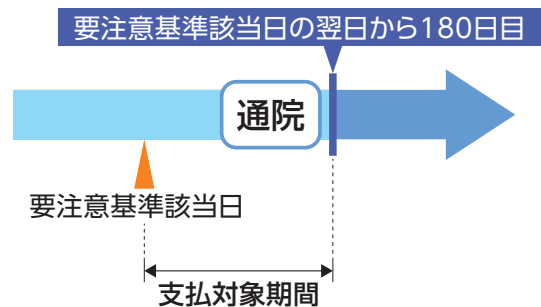




お支払いする場合

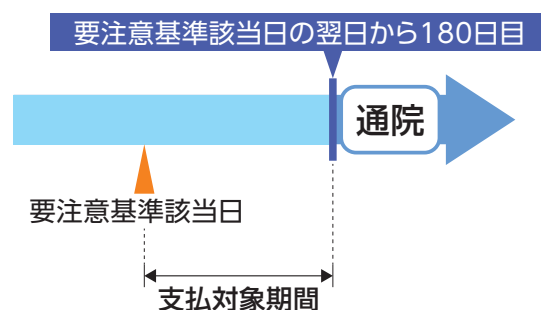
- 健康診断の血圧の数値が悪化して要注意基準に該当し、その治療のため健康診断受診日から30日後に通院したケース。



お支払いできない場合

- 健康診断の血圧の数値が悪化して要注意基準に該当したが、健康診断受診日から200日後にはじめてその治療のために通院したケース。

→ 支払対象期間中の通院ではないため、早期発見・治療支援給付金はお支払いできません。



- 健康診断の胃検診の結果、精密検査のため通院したケース。

→ 要注意基準の判定項目以外の治療による通院のため、早期発見・治療支援給付金はお支払いできません。

解説

- 早期発見・治療支援給付金は、健康サポート・キャッシュバックのキャッシュバックランク判定に用いた健康診断の結果が当社所定の「要注意基準」に該当し、その治療のための通院（※1）または入院を「支払対象期間中」にした場合にお支払いします。

（※1）公的医療保険制度の適用となる通院で、精密検査のための通院を含みます。

- 「要注意基準」の判定項目は以下の①～⑤です。「要注意基準」に該当した場合には、当社から被保険者あてに通知します。

<判定項目>

①血圧 ②尿蛋白 ③脂質(中性脂肪) ④肝機能(GPT・γ-GTP) ⑤糖代謝(HbA1c・血糖)

- 支払対象期間は「要注意基準該当日」(要注意基準に該当した健康診断の受診日) から「要注意基準該当日の翌日を起算日として180日を経過するまでの期間」です。